

租税競争がアメリカの州財政に及ぼす影響とその評価

松田 有加

I はじめに

本研究では、租税競争¹⁾がアメリカの州財政に、どのような影響を及ぼしてきたか検討することを目的としている。

OECD [1998] では、経済のグローバリゼーションがもたらすマイナスの影響として、有害な租税競争²⁾を挙げている。OECD によれば、グローバリゼーションは、企業および投資家が税負担を最小化および回避する新しい機会を開いた。そしてこの新しい機会を利用しようとする国は、金融資本およびその他地理的に移動可能な資本を主として迂回させることを目的とした租税政策を展開しており、これは有害な租税競争となりうるものである。この有害な租税競争は、貿易および投資パターンに潜在的な歪みをもたらす。その結果、他国の課税ベースは浸食され、相対的に移動し易い要素から相対的に移動しにくい要素へ、すなわち、法人所得および資本所得から消費へ税負担は移され、また累進的な税率の適用は妨げられ、再分配目的の達成が阻害される。加えて、有害な租税競争は、歳出を制限する。

OECD は、優遇税制にかかわる活動についてのデータを得ることの難しさ、優遇税制に起因する影響のみを取り出すことの困難性等より、入手可能なデータから、税負担の低い地域における租税競争の経済的効果および財政への影響について詳細に分析することは許されていないと述べている。しかし、入手可能なデータから判断して、タックスヘイブンの利用は盛んで、有害な税制の導入は急激に進んでいることが分かると主張している。その例として、一般的に税負担が低いと考えられるカリブ諸国および南太平洋諸島への、G7 からの海外直接投資は、1985 年から 1994 年の間に、総海外直接投資の増加率の 5 倍以上、2000 億ドル以上増加したことを挙げている。

しかしながら、OECD が示したかかるデータからは、租税競争がどのような経済的効果および財政への影響を有するかについては必ずしも明確に実証されていない。

そこで、本研究では、租税競争がアメリカの州財政にどのような影響を及ぼしてきたかを検討することにより、国際的な租税競争に対して、各国政府が採るべき対応策への示唆を得たい。租税競争が財政に及ぼす影響について考察することは、今後の各国財政のあり方を検討するうえで重要である。

なお、アメリカの州財政を素材とする理由は、アメリカの州政府が独自の課税権を有しており、また、アメリカの州政府間には、各国間に存在するような関税等の障壁がなく、人も資本も自由に移動でき、会計制度および通貨や言語も共通していることから、今後グローバリゼーションがさらに進んだ経済環境下での各国間における租税競争の態様を考察するのに有用であると考えからである。ただ、やはりアメリカの州政府間は、各国間とは異なる点もある。本研究との関連で重要な相違点は、財政的外部性に関するものである。

Dahlby [1996] によれば、財政的外部性は、ある政府における税および歳出に関する決定が、その他の政府の納税者の厚生に影響を及ぼすときに生ずる。かかる財政的外部性は、歳入面と歳出面とに大別される。³⁾ 歳入面の主たる財政的外部性は租税外部性である。そして租税外部性は、直接効果と間接効果に分けられ、前者には租税輸出が含まれる。他方、後者はさらに水平的租税外部性と垂直的租税外部性とに分けられる。水平的租税外部性は、同じレベルにある 2 つ以上の政府が、政府間を移動可能な課税ベースに課税する場合に生じ、垂直的租税外部性は、連邦政府と州政府のように、異なるレベルにある諸政府が、同じ課税ベースに課税するときに生ずる。⁴⁾

水平的租税外部性より生じるものとしては、租税競争⁵⁾が挙げられる。政府は、政府間を比較的容易に移動できる課税ベースに課税する場合、課税によってその課税ベースを失うことを恐れ、かかる課税ベースへ適用する税率を引き下げると考えられる。これが租税競争である。すなわち、課税ベースが政府間を比較的容易に移動可能なとき、政府は課税の限界コスト⁶⁾を過大評価し、最適な水準よりも低い税率を設定するのである。なお、租税競争については、Oates [1972]をはじめ多くの研究者によって、数多くの理論研究が展開されてきた。

垂直的租税外部性より、州政府と連邦政府が同じ課税ベースに課税する場合、州政府あるいは連邦政府いずれか一方の政府がその税率を引き上げると、他方の政府の課税ベースを減少させ、その他方の政府の税収を減ずると考えられる。このとき、税率を引き上げた政府は課税の限界コストを過小評価し、最適な水準よりも高い税率を設定するのである。この垂直的租税外部性は、水平的租税外部性に比べ、近年盛んに研究されるようになったテーマである。

本研究では、アメリカの州間と、各国間との相違に配慮するため、水平的租税外部性と垂直的租税外部性の両方を分析対象とする。アメリカの州財政を素材として、各国間で生じると考えられる水平的租税外部性の影響のみを取り出すためには、垂直的租税外部性の影響を排除することが不可欠だからである。なお、本研究では、主に法人税を取り上げることとする。法人税は、アメリカの主要な州税のうち、最も容易に移動しやすい税の一つであり、租税競争の影響が敏感に現れる税だからである。

II 先行研究

水平的租税外部性および垂直的租税外部性が、税制へ及ぼす影響について実証的に分析した先行研究として、Besley and Rosen [1998] と Hayashi and Boadway [2001] および Goodspeed [2002] が挙げられる。

Besley and Rosen [1998] では、アメリカの連邦政府が間接税を新設した場合、州税収はどのような影

響を受けるかという問題意識の下で、1975年から1989年におけるガソリン税およびタバコ税における連邦法定税率の変化が、州法定税率へ及ぼした影響を推定している。そしてその結果、連邦法定税率の引き上げは、州法定税率を引き上げることが明らかにされた。そして、もし連邦政府と州政府との間で、協力的な税制決定が行われなければ、共有課税ベースについて超過課税となると指摘されている。なお、Besley and Rosen は、垂直的租税外部性を分析対象とした先駆的な研究であるが、水平的租税外部性については考慮していない。

Hayashi and Boadway [2001] では、1963年から1996年において、水平的租税外部性および垂直的租税外部性が、カナダの連邦政府および州政府の税制、とくにここでは法人税の平均税率に影響を及ぼしているか否かについて実証的に分析している。具体的には、連邦政府とオンタリオ州とケベック州とその他の諸州との間における、これら2つの財政的外部性の存在の有無を推定している。その結果、オンタリオ州、ケベック州およびその他の諸州の税率は、連邦税率に対して、いずれもマイナスの係数を示すことが明らかにされた。すなわち、垂直的租税外部性の存在が認められた。また、オンタリオ州の税率に対し、連邦、ケベック州およびその他の諸州は、有意にプラスの影響を受けることが明らかにされた。つまり、水平的租税外部性が存在することが確かめられた。しかしながら、ケベック州とその他の諸州の間では、有意な結果を得られていない。Hayashi and Boadway は、水平的租税外部性と垂直的租税外部性の両方の外部性を分析に組み入れたという点で、先進的な研究である。

Goodspeed [2002] では、1975年から1984年における OECD13カ国の地方政府を対象として、各国における GNP に占める地方政府の所得税収の比率が、垂直的租税外部性および水平的租税外部性によってどのように影響されるか実証的に分析している。推定の結果、垂直的租税外部性より、国の所得税税率が引き上げられれば、地方政府の所得税税率は下がることが明らかにされた。また、水平的租税外部性に影響を及ぼす課税ベースの移動のしやすさを表す

代理変数を用い、かかる代理変数が増加すると、地方所得税税率は下がることが分かった。すなわち、水平的租税外部性が存在していることが明らかにされた。なお Goodspeed では、代理変数として、課税ベース不均衡 (tax base disparity) および、各国における最も貧しい20%の人々の稼得所得の、その国の総所得に占める比率を用いている。⁷⁾

さらに、Goodspeed では、水平的租税外部性と垂直的租税外部性は、相互作用していることが示されている。理論上、国の所得税税率が引き上げられると、垂直的租税外部性より、地方政府の所得税税率は下がると考えられる。また、国の所得税税率の引き上げが、課税ベース不均衡を是正することも考えられ、このとき水平的租税外部性より、地方政府の所得税税率は上がると考えられる。すなわち、国の所得税税率の引き上げが地方政府の所得税率へもたらす理論上の帰結は、垂直的租税外部性と、水平的租税外部性とで、全く逆になっている。推定の結果、これら2つの租税外部性を同時に考慮したとき、国の所得税税率の引き上げは、地方政府の所得税率を上げることが示された。加えて、国から地方政府への補助金が増額された場合についても分析している。かかる補助金の増額は、課税ベース不均衡を是正し、地方政府の所得税率を上げるという結果が明らかにされた。

Goodspeed においても、Hayashi and Boadway と同様に、水平的租税外部性と垂直的租税外部性の両方が分析に組み入れている。しかし、Goodspeed では、水平的租税外部性の推定にあたって、代理変数を用いているが、この代理変数は、水平的租税外部性以外の要因によって変化しうることから、水平的租税外部性の影響のみを考察するためには、直接、税率を用いることが必要であると考えられる。つまり、Goodspeed は、水平的租税外部性を考察するにあたって、地方政府の税率ではなく、代理変数を用いていることから、他の政府の税制設定行動が及ぼす影響を推定していないという点で問題があろう。

以上の先行研究における、垂直的租税外部性についてまとめると、連邦政府の税率引き上げに対し、Besley and Rosen では州税率を引き上げ、Hayashi and

Boadway と Goodspeed では、それぞれ州税率と地方税率を引き下げるといふ、Besley and Rosen とは反対の結果が得られている。一見したところ、これらの結果は相反しているように見える。しかし、この相違は、Besley and Rosen では法定税率を用いているのに対し、Hayashi and Boadway と Goodspeed では平均税率を用いていることに起因する可能性がある。すなわち、連邦政府と州政府とが同じ課税ベースに課税する場合、連邦税率が引き上げられると、州税収が減少し、ゆえに州政府の平均税率は下がる。他方、Besley and Rosen のように法定税率を用いる場合、州政府は課税の限界コストを過小評価し、ゆえに、連邦法定税率の引き上げに対し、州政府はその法定税率を引き上げるといふ結果となったのではないかと考えられる。したがって、垂直的租税外部性の影響を分析するにあたり、法定税率と平均税率とを分けて検討を進めることが必要であろう。そこで、本研究では、垂直的租税外部性の影響を、法定税率を用いて分析したい。なお平均税率を用いた分析は、紙幅の都合上、別稿にて検討することとしたい。

また、以上の先行研究では、各州間あるいは各国間の距離が分析にあたり考慮されていない。しかし、遠く離れた州や国における税率変更よりも、隣接する州や国における税率変更の方が影響は大きいと予想される。ゆえにこれを分析の中に取り入れることは、水平的租税外部性の影響を考察するにあたってたいへん意義がある。そこで、本研究では、租税外部性を分析するにあたり、各州間の距離について配慮したモデルを用いて分析を進めていくこととする。

III 租税外部性がアメリカの州財政に及ぼす影響

本節では、租税外部性の財政への影響を、アメリカの州財政、とくに州法人税を素材として、実証的に分析していきたい。

III-1 アメリカの州における法人税の歴史的推移

具体的な検討に入る前に、アメリカ州法人税について概観しておきたい。まず表1に、主たる州税収

の構成比の歴史的推移を示している。1950年において法人税は、売上税、所得税に次ぐ税収を上げており、1997年にも法人税は、売上税、所得税に次ぐ税収を上げている。⁸⁾ また、1950年以降法人税収の構成比は、他の税収のそれに比べてそれほど変化していない。すなわち、法人税収は州税収において、1950年以降変わらず重要であると言えよう。

表1 主たる州税収の構成比 (%)

年	所得税	法人税	売上税	財産税
1950	9.1	7.4	21.1	3.9
1960	12.2	6.5	23.9	3.4
1970	19.1	7.8	29.6	2.3
1980	27.1	9.7	31.5	2.1
1990	32.0	7.2	33.2	1.9
1997	32.6	6.9	33.2	2.3

(出所) Tax Foundation [2001] pp. 204-205.

表2 法定税率の変動 (州)

	1960~ 1970	1970~ 1980	1980~ 1990	1990~ 1998	1998~ 2001
引き上げた州	37	33	27	10	1
引き下げた州	1	1	7	10	6
変更しなかった州	4	10	10	24	37

(出所) The Council of State Governments 各年版および Federation of Tax Administrators [2001] より筆者作成。

表3 税率差 (%)

	1960	1970	1980	1990	1998	2001
高税率州平均	8.063	8.595	11.250	11.880	10.245	9.945
低税率州平均	1.200	2.040	3.240	3.795	3.625	3.625
税率差	6.863	6.555	8.010	8.085	6.620	6.320

(出所) 表2と同じ。

次に、各州における連邦税所得控除等調整後の法定税率の変動を、表2に示している。1960年から1970年までの間に、法定税率の引き上げられた州は37州、引き下げられた州は1州、変化のなかった州は4州であり、圧倒的に法定税率を引き上げる州が多かった。1970年から1980年までにおいては、法定税率に変化の見られなかった州が増えているが、この間、法定税率を引き下げた州は1州にすぎず、多

くの州でその法定税率は引き上げられ、理論で主張されるような税率の引き下げ競争は見られず、むしろ税率の引き上げ競争とも呼べるような状況にあった。1980年から1990年の間では、法定税率の引き下げられた州は7州と増加傾向を示したが、法定税率を引き上げた州は27州あり、後者の方がまだかなり多い状況であった。そして、1990年から1998年の間では、法定税率の変化しなかった州が最も多く、他方、法定税率を引き下げた州は10州に増え、1980年代に続き法定税率を引き下げた州は増加傾向にあり、法定税率を引き上げた州と同数になっている。その後1998年から2001年の間には、法定税率を引き下げた州の方が、それを引き上げた州よりも多くなっている。以上より、法定税率を引き下げた州の数が増加傾向にあること、および法定税率を引き上げた州の数が減少したこと、これらが1980年代以降におけるアメリカ州法定税率の変動の特徴と言えよう。

続いて1960年から2001年までの各年において、法定税率の最も高い2州（以下高税率州と記す）の法定税率の平均と、その最も低い2州（以下低税率州と記す）の法定税率の平均との差を、税率差として表3に表している。高税率州の法定税率の平均は、1990年までは増加しているが、その後は減少している。他方、低税率州の法定税率の平均は、1990年まで緩やかに増加し、その後減少している。そして、両税率の差は、1990年まではおおそ拡大していると言えるが、その後その差は縮小しつつある。かかる縮小は、表3より、低税率州の法定税率引き上げによるものではなく、高税率州におけるその引き下げによるところが大きいことが明らかにされている。

以上より、1970年代まで法定税率において引き上げ競争と呼べるような状態であったが、1980年代になって引き下げ競争の端緒が見られ、1990年代に引き下げ競争が広まったことが分かる。では、なぜ1980年代から引き下げ競争が始まったのであろうか。次節では、この点について実証的に検討したい。

III-2 理論的背景⁹⁾

本節では、連邦政府の税率設定行動と州政府のそ

れとの関連を示す簡単な理論を提示する。

ここでは、1つの連邦政府と2つの州政府から成る連邦制を考える。州政府は、それぞれ t および \bar{t} の税率で、州内を源泉地とする法人の資本所得に、課税する独自の課税権を有している。100%株式によって資金調達されている法人を想定すれば、かかる課税は、法人の資本所得に課される法人税と考えられる。連邦政府は、 T の税率で両州政府と同じ課税ベースへ課税する。

各州における生産は、それぞれ厳密に凹の生産関数 $F(K)$ および $\bar{F}(\bar{K})$ によって決定される。ただし K および \bar{K} は各州の資本ストックを表しており、 $F' > 0$ 、 $F'' < 0$ を満たしていると仮定する。また、資本は州境を越えて自由に移動することができるものとする。しばらくの間、資本以外の変数を考慮しないこととする。完全競争が成立していると仮定すると、アウトプット価格は一定となる。このとき税引後資本リターン率は、 $\rho = (1-t-T)F'(K)$ および $\bar{\rho} = (1-\bar{t}-T)\bar{F}'(\bar{K})$ と表すことができる。このとき完全競争の仮定から、 $(1-t-T)F'(K) = (1-\bar{t}-T)\bar{F}'(\bar{K})$ が成立する。したがって、各州における資本市場の均衡状態は、 $K(t, \bar{t}, T)$ および $\bar{K}(\bar{t}, t, T)$ より決定される。

州政府の税収は、 $R = t \cdot F(K)$ で表されるものとする。また、州政府の選好は、厳密に凹の増加関数である州政府の目的関数 $V(R, K)$ で捉えられる。州政府は、他方の州政府と連邦政府の税率を所与として税率を設定する。以上より、州政府の税率選択は、次式によって与えられる。

$$\max V(tF(K(t, \bar{t}, T)), K(t, \bar{t}, T))$$

上式より州政府の望ましい税率 $t^*(\bar{t}, T)$ が示される。同様に、もう一方の州政府についても望ましい税率 $\bar{t}^*(t, T)$ が求められる。なお、税収は $\bar{R} = \bar{t} \cdot \bar{F}(\bar{K})$ 、目的関数は $\bar{V}(\bar{R}, \bar{K})$ で表される。

これまで資本以外の要素を考慮してこなかったが、生産関数には、資本以外の労働等のインプットが含まれるし、また他の諸要素が資本需要へ影響するかもしれない。これらの諸要素を考慮するため、州政府の望ましい税率関数を $t^*(\bar{t}, T, z)$ および $\bar{t}^*(t, T, \bar{z})$

に修正する。 z および \bar{z} は、州政府の税率選択に影響を及ぼすであろう外生変数である。これは、州政府の税率選択が、他の州政府の税率および連邦政府の税率、そして外生変数によって影響されることを示している。次節ではこの理論的フレームワークに則り、実証分析を進めていくこととする。

III-3 実証分析

本節は、州政府の税率設定行動が、租税競争によってどのように影響されるか、また、なぜ1980年代から引き下げ競争が始まったのかという点について、実証的に分析することを目的としている。¹⁰⁾ 以下では、被説明変数として、法定税率を用いて推定を行う。法定税率は、投資決定にとって重要な限界税率を表す指標の1つであり、また、州政府は法定税率を設定することから、州政府の税率設定行動を考察するために法定税率を用いて推定を行うことが不可欠であると考えている。

データおよび推定方法

州政府の法定税率の設定において、他の州政府および連邦政府の法定税率がどのような影響を及ぼしてきたかについて検討するため、1980年から1998年までのデータ¹¹⁾を用いて以下の回帰式をARモデルにより推定する。かかるモデルを用いる理由は、被説明変数の階差系列の自己相関をプロットしたところ、1次の自己相関が確認されたからである。

$$\begin{aligned} ts_{it} = & \alpha_1 + \alpha_2 ts_{it} + \alpha_3 ts_{it-1} + \alpha_4 cats_t + \alpha_5 ts(-1) \\ & + \alpha_6 ts(-1) + \alpha_7 tsn(-1) + \alpha_8 cats(-1) \\ & + \alpha_9 Z_{it} + \varepsilon \end{aligned}$$

ts_{it} は t 年における i 州の法定税率を、また、 ts_{it-1} は t 年における連邦法定税率を示している。 ts_{it-1} より、各州の法定税率設定行動が連邦税率によって影響されるか否か、すなわち垂直的租税外部性が認められるか否かが明らかにされる。 ts_{it} は t 年における i 州に隣接する諸州の法定税率を単純平均した平均法定税率を表している。したがって、隣接する州を持たないアラスカとハワイは分析対象から外している。この ts_{it} より、 i 州は自州の法定税率を設定するとき、その隣接する諸州の法定税率によって影響され

るか否か、すなわち、租税競争が認められるか否かが示される。なお、隣接する諸州の平均法定税率を用いるのは、州政府の法定税率設定にあたって、隣接する州政府の税率設定行動の方が、相対的に離れた州政府のそれよりも影響力が大きいと推測されるからである。ただ、地理的には離れていても、経済力の大きな州は、税制において他州へ大きな影響力を有していると予想される。そこで、 $cats_t$ を説明変数に加えている。 $cats_t$ は、アメリカの全州の中で最も州総生産が大きいカリフォルニア州の t 年における法定税率である。また、各州の税率設定は、他州の税率変更からラグを伴って行われるかもしれない。そこで、 ts と tsa と tsn および $cats$ それぞれについて1期ラグをとった、 $ts(-1)$ と $tsa(-1)$ と $tsn(-1)$ および $cats(-1)$ を説明変数に加えた。 Z_{it} は t 年における i 州固有の経済環境をコントロールする変数であり、これにより州の多様性を分析上コントロールする。かかる変数として、一人あたり所得（以下Iと記す）、人口（以下Pと記す）、人口密度（以下PDと記す）、州総生産（以下GSPと記す）、人口に占める65歳以上の高齢者の比率（以下OLDと記す）、人口に占める若年者¹²⁾の比率（以下YOUNGと記す）および、州総生産に占める製造業の比率（以下Mと記す）を用いて推定を行った。なお、IおよびGSPについては、GDPデフレーターにより物価調整を行っている。

推定結果

以上の推定方法に基づき推定した結果を、表4に示している。

初めに、 tsa および $tsa(-1)$ について見ると、前者の係数はマイナスだが有意ではなく、また、係数自体もかなり小さい。後者の係数は1%水準で有意にプラスとなっており、係数自体も前者のそれと比べると大きな係数となっている。このことから、州政府は、隣接する諸州の今期ではなく、1期前の法定税率によって影響されること、また、隣接する諸州が税率を引き下げれば、自州も税率を引き下げることが分かる。すなわち、租税競争が生じていることが示されている。

次に、垂直的租税外部性を示す tsn および $tsn(-1)$

について見てみる。これらは、いずれも1%水準で有意にプラスとなっている。したがって、連邦政府が税率を引き下げれば、州政府もその税率を引き下げることが明らかにされている。この結果は、垂直的租税外部性に関する理論と一致している。

続いて $ts(-1)$ を見ると、今期の各州の税率は、1期前の自州の税率から強い影響を受けていることが示されている。

さらに、 $cats$ および $cats(-1)$ について見てみる。前者の係数はマイナスだが有意ではなく、後者の係数は1%水準で有意にプラスとなっている。この結果から、カリフォルニア州の1期前の税率が、他州の税率設定に影響を及ぼしていることが明らかにされている。すなわち、租税競争は、隣接する州間だけでなく、経済的に影響力の大きいカリフォルニア州との間でも生じることが示された。

以上の結果と、連邦政府が1987年から法定税率を引き下げたこと、および、カリフォルニア州が1986年から1988年の間にその法定税率を引き下げたことを考え合わせると、1970年代まで州間で法定税率の引き上げ競争が行われていたのに、なぜ1980年代から法定税率引き下げ競争が生じてきたかが分かる。すなわち、連邦政府の法定税率引き下げ、加えて、

表4 推定結果

変数	係数	t 値	P 値
tsa	-0.0034	-0.69	[.489]
tsn	0.013755	2.61	[.009]
$cats$	-0.0071	-1.36	[.174]
$ts(-1)$	0.9408	207.26	[.000]
$tsa(-1)$	0.0173	3.48	[.000]
$tsn(-1)$	0.0201	5.22	[.000]
$cats(-1)$	0.0161	3.16	[.002]
I	0.0000003	3.36	[.001]
P	-0.00000005	-0.72	[.466]
PD	0.0000005	0.36	[.718]
GSP	-0.0000000005	-0.35	[.724]
OLD	0.1695	16.04	[.000]
$YOUNG$	0.1551	20.16	[.000]
M	0.0110	2.72	[.006]
定数項	-0.0818	-18.54	[.000]
調整済み決定係数		0.9862	

カリフォルニア州の法定税率引き下げが、垂直的租税外部性および租税競争を通じて、次第に州政府の法定税率引き下げを誘発したのではないかと考えられるのである。カリフォルニア州の税率引き下げに対して、他の州がラグをもってその税率を引き下げるといふ推定結果および、隣接する諸州の税率引き下げに対し、ラグをもってその税率を引き下げるといふ推定結果、これらが1980年代以降における税率引き下げ競争を説明すると考えられる。

最後に、州の多様性を考慮するために加えた説明変数について簡単に見ておきたい。一人あたり所得I、人口に占める65歳以上の高齢者の比率OLD、人口に占める若年者の比率YOUNG、および、州総生産に占める製造業の比率Mは、いずれも有意にプラスとなっている。とくに、OLDとYOUNGの係数は相対的に大きい。これは、人口に占める高齢者比率および若年者比率が増えると、歳出が増加する傾向があり、その歳出増が税率を引き上げるのではないかと考えられる。

IV おわりに

本研究から明らかになったことは以下の通りである。第1に、州政府は、隣接する諸州の今期ではなく、1期前の法定税率によって影響されるといったように、ラグを伴って、租税競争が生じていることである。第2に、垂直的租税外部性が存在することである。第3に、租税競争は、隣接する州間だけでなく、経済的に影響力の大きいカリフォルニア州と各州との間でも生じること、および、隣接する州間における租税競争と同様、カリフォルニア州と各州との租税競争も、カリフォルニア州の1期前の法定税率によって各州の法定税率が影響されるということである。第4に、1970年代まで州間において法定税率の引き上げ競争が行われていたにもかかわらず、1980年代から法定税率の引き下げ競争へ転じたのは、1986年の税制改正による連邦政府の法定税率引き下げ、および、同時期におけるカリフォルニア州の法定税率引き下げが、垂直的租税外部性および租税競争を通じて、次第にその他の州政府の法定税率の引

き下げを誘発したからであると考えられることである。

以上の分析を踏まえ、法人税の各国間における租税競争を回避するために、各国政府はどのような対応策を採るべきであろうか。筆者は、そのような対応策として、経済力の比較的強い先進諸国間における租税政策の協調を行うべきだと考える。国際的な資本移動の足が早いという現状を鑑みると、いずれかの先進諸国が法定税率を引き下げれば、租税競争が生じ、遠からぬ将来において他の先進諸国も税率を引き下げざるを得なくなるからである。そして、その税率引き下げが、さらなる税率引き下げをよぶというふうには、際限なく税率が引き下げられていく恐れがあるからである。

最後に、本研究で残された課題について述べたい。本研究では、隣接する諸州に同じウェイトを置いていたが、この点については工夫の余地があるであろう。また、経済的に影響力の強い州としてカリフォルニア州の法定税率のみを説明変数に加えたが、これについてももう少し掘り下げる必要があるかもしれない。ただ、どの州がどの州へ影響を及ぼしているか見定めることは容易でない。さらに、本研究では法定税率のみを分析の対象とした。しかし、租税外部性が税収あるいは平均税率に及ぼす影響について検討することも重要な課題であろう。この点については、別稿にて分析したい。

注

- 1) 堀場 [1999] によれば、租税競争とは、地域間を移動可能な生産要素に課税する場合に、課税によって生産要素が流出することによる税収の減少を恐れて、税率を引き下げる地方政府の行動をいう。また、そのような地方政府の行動による国全体に発生する非効率の問題をいう。
- 2) OECD では、有害な租税競争と、有害でない (acceptable) 租税競争とを区別している。OECD の考える有害か否かの基準は、わかりにくく記述されているが、おおよそ、他国の課税ベースを侵食することを主要な目的としているか否かに拠っていると解釈できる。
- 3) 本研究では、財政的外部性の歳入面を分析対象としている。その歳出面については別稿にて検討することとしたい。
- 4) この点については、堀場勇夫 [1999] が詳しい。
- 5) これまでの租税競争論についてまとめた文献として

Wilson [1999] が包括的で詳しい。

- 6) 課税の限界コストについては、Dahlby [1996] あるいは堀場 [1999] を参照されたい。
- 7) 課税ベースの移動のしやすさを示す代理変数として、課税ベース不均衡を用いる理由は、地域間で課税ベース、すなわち、所得が不均衡ならば、人々は均衡に至るまで地域間を移動すると考えられるからである。したがって、課税ベースが不均衡ほど、課税ベースは移動しやすい傾向にある。ゆえに、課税ベース不均衡が大きいほど、課税ベースの可動性は高まり、水平的租税外部性が生じやすくなる。他方、課税ベースの移動のしやすさを示す代理変数として、各国における最も貧しい20%の人々の稼得所得の、その国の総所得に占める比率を用いる理由は、次の通りである。つまり、移動には、固定的な費用がかかり、この費用は、所得の大きい人ほど容易に払うことができる。したがって、かかる比率が高いほど、課税ベースが移動しやすく、水平的租税外部性が生じやすいと考えられる。
- 8) 州税収に占める法人税の比率は決して高いとは言えないが、法人税については租税競争的な州政府の経済政策との関連で多くの議論がなされてきており、財政的外部性の財政への影響を分析するうえで法人税を対象とすることは適当であるとする。ただし、法人税以外の税についての分析も必要であり、これについては今後の研究課題としたい。
- 9) 本節は、Hayashi and Boadway [2001] に拠っている。
- 10) 租税競争が、州政府の税収に及ぼす影響について分析することも重要であるが、これについては別稿にて検討することとしたい。
- 11) データの制約のため、1980年から1998年までの隔年のデータを使用している。なお、法定税率は、州政府および連邦政府における、最高所得ブラケットに適用される税率を用いている。また、州によっては金融業と製造業との間で異なる税率を適用している場合があるが、この場合には製造業に適用される税率を用いている。
- 12) データの制約上、1980年のデータは20歳未満、1982年以降のデータは18歳未満を若年者としている。

参考文献

- Besley, T. B. and H. S. Rosen [1998] “Vertical Externalities in Tax Setting: Evidence from Gasoline and Cigarettes”, *Journal of Public Economics*, 70, pp. 383–398.
- Boadway, R. and M. Keen [1996] “Efficiency and the Optimal Direction of Federal-State Transfers”, *International Tax and Public Finance*, 3, pp. 137–155.
- Brueckner, J. K. and L. A. Saavedra [2001] “Do Local Government Engage in Strategic Property-Tax Competition?”, *National Tax Journal*, Vol. 54, No. 2, pp. 203–229.
- Dahlby, B. [1996] “Fiscal Externalities and the Design of Intergovernmental Grants”, *International Tax and Public*

Finance, 3, pp. 397–412.

- 遠藤宏一 [1989] 「アメリカの1986年連邦税制改革と州・地方」『日本福祉大学研究紀要』78号, 103–144ページ。
- [1990] 「1980年代アメリカの州租税政策と『競争的連邦主義』」『日本福祉大学経済論集』創刊号, 109–129ページ。
- Federation of Tax Administrators [2001] “State Apportionment of Corporate Income”, FTA Home Page (<http://www.taxadmin.org/fta>).
- Goodspeed, T. J. [2000] “Tax Structure in a Federation”, *Journal of Public Economics*, 75, pp. 493–506.
- [2002] “Tax Competition and Tax Structure in Open Federal Economies: Evidence from OECD Countries with Implications for the European Union”, *European Economic Review*, 46, pp. 357–374.
- 林正義 [2002] 「租税外部性と税率構造」, 日本地方財政学会編『財政危機と地方債制度』勁草書房。
- Hayashi, M. and R. Boadway [2001] “An Empirical Analysis of Intergovernmental Tax Interaction: the Case of Business Income Taxes in Canada”, *Canadian Journal of Economics*, Vol. 34, Issue 2, pp. 48–503.
- Hellerstein, J. R. [1969] *State and Local Taxation—Third Edition*, West Publishing Co.
- Hellerstein, J. R. and W. Hellerstein [1988] *State and Local Taxation—Fifth Edition*, West Publishing Co.
- Hellerstein, J. R. and W. Hellerstein [2001] *State and Local Taxation—Seventh Edition*, West Group.
- 堀場勇夫 [1999] 『地方分権の経済分析』東洋経済新報社。
- Keen, M. [1997] “Vertical Tax Externalities in the Theory of Fiscal Federalism”, *IMF Working Paper*.
- Keen, M. J. and C. Kotsogiannis [2002] “Does Federalism Lead to Excessively High Taxes?”, *The American Economic Review*, Vol. 92, No. 1, pp. 363–370.
- 小泉和重 [1994] 「アメリカにおける州間の課税権の競合と調和」『経済論究』第89号, 55–84ページ。
- 前田高志 [1992] 『現代アメリカ経済と財政』東洋経済新報社。
- Oates, W. E. [1972] *Fiscal Federalism*, Harcourt Brace Jovanovich, Inc. (オーツ著, 米原淳七郎他訳 [1997] 『地方分権の財政理論』第一法規)。
- Matsumoto, M. [1999] “The Impact of Capital Tax Competition on Public Input Provision in the Presence of Intersectoral Substitutability and Interindustry Factor Mobility”, 『立命館経済学』第48巻, 第4号, 198–208ページ。
- Research Institute of America [2001] *All States Tax Handbook*.
- Tanzi, V. [1995] *Taxation in an Integrating World*, The Brookings Institution.
- Tax Foundation [1990] *Facts & Figures on Government Finance*, The Johns Hopkins University Press.

- [2001] *Facts & Figures on Government Finance*, Tax Foundation.
- The Council of State Governments, *The Book of the States*.
- Tiebout, C. M. [1956] “A Pure Theory of Local Expenditures”, *Journal of Political Economy*, 64, pp. 416–424.
- 鶴田廣巳 [2001] 「有害な租税競争と国際租税協調」『会計検査研究』No. 23, 85–99ページ.
- 鶴田廣巳 [2001] 「グローバル化と法人税制」『経済』7月号, 58–69ページ.
- U.S. Census Bureau, *Statistical Abstract of the United States*.
- U.S. Bureau of Economic Analysis, *Survey of Current Business*.
- Wilson, J. D. [1999] “Theories of Tax Competition”, *National Tax Journal*, 51, No. 2, pp. 269–304.
- 矢吹初 [2000] 「階層的政府構造と租税競争」『青山経済論集』第52巻, 第2号, 69–98ページ.
- Zodrow, G. and P. Mieszowski [1986] “Pigou, Tiebout, Property Taxation, and the Underprovision of Public goods”, *Journal of Urban Economics*, 19, pp. 356–370.